

○八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年12月15日条例第52号）

八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

平成27年12月15日
条例第52号

改正 平成28年6月24日条例第38号

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行

改正後	改正前
八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （2）特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- （4）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。</p>

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</p> <p>3 法第26条の規定により読み替えて適用する法第22条第1項ただし書の規定により、法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供については、市規則で定める特定個人情報</p>	

報について、法の目的に鑑みて、手続を行うものとする。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行

改正後	改正前
(規則への委任) 第6条 (略)	(規則への委任) 第5条 (略)

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に定める日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第38号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 市長	八王子市児童育成手当支給条例（昭和46年八王子市条例第39号）による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
2 市長	八王子市乳幼児医療費助成条例（平成3年八王子市条例第64号）による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3 市長	八王子市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年八王子市条例第23号）による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
4 市長	八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年八王子市条例第44号）による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 市長	地域福祉に関する事務であって市規則で定めるもの	1 市長	八王子市児童育成手当支給条例（昭和46年八王子市条例第39号）による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
2 市長	高齢者に関する事務であって市規則で定めるもの	2 市長	八王子市乳幼児医療費助成条例（平成3年八王子市条例第64号）による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3 市長	介護保険に関する事務であって市規則で定めるもの	3 市長	八王子市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年八

			王子市条例第23号) による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの		
4	市長	障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの	4	市長	八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(平成元年八王子市条例第44号)による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
5	市長	生活保護に関する事務であって市規則で定めるもの			
6	市長	地域医療に関する事務であって市規則で定めるもの			
7	市長	医療保険に関する事務であって市規則で定めるもの			
8	市長	保健衛生に関する事務であって市規則で定めるもの			
9	市長	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの			
10	教育委員会	生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの			

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	八王子市児童育成手当支給条例による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって市規則で定めるもの</p> <p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって市規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に</p>

		<p>よる特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって市規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって市規則で定めるもの</p>
2 市長	八王子市乳幼児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって市規則で定めるもの</p>
3 市長	八王子市義務教育就学児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの</p>
4 市長	八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの</p>
5 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収

	則事件の調査を含む。)に関する事務であって市規則で定めるもの	に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
7 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの
8 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの
9 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 国民健康保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって市規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
10 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの 国民健康保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報であって市規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
11 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的	生活保護関係情報であって市規則

	に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	市税に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者（児）福祉に関する情報、生活保護に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの	1 市長	八王子市児童育成手当支給条例による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
2 市長	地域福祉に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの			地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって市規則で定めるもの

3	市長	高齢者に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの				特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
4	市長	介護保険に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの				障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
5	市長	障害者（児）に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者（児）福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、国民年金に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の	2	市長	八王子市乳幼児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの

		情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの			もの
6	市長	生活保護に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉に関する情報、障害者（児）福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、母子・父子・寡婦福祉に関する情報、母子保健に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する情報（以下「国民健康保険給付等関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
7	市長	地域医療に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者（児）福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、母子保健に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事		
3	市長	八王子市義務教育就学児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの			生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの 国民健康保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの

		務ごとに市規則で定めるもの					
8	市長	医療保険及び国民年金に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者（児）福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、中国残留邦人等に対する支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの	4	市長	八王子市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者関係情報であって市規則で定めるもの
							生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
							地方税関係情報であって市規則で定めるもの
							国民健康保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
9	市長	保健衛生に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報、地方税に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの				特別児童扶養手当関係情報であって市規則で定めるもの
							障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの
10	市長	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの	児童福祉に関する情報、障害者（児）福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報、医療保険に関する情報、国民年金に関する情報、中国残留邦人等に対す	5	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの

		る支援に関する情報及び介護保険に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの			
11 市長	住宅及び居住環境の整備に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの	6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって市規則で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
12 教育委員会	生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの	就学の援助に関する情報及びその他の情報であって、中欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの	7 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの
			8 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費	地方税関係情報であって市規則で定めるもの

		用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	
9	市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	国民健康保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって市規則で定めるもの
10	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
			地方税関係情報であって市規則で定めるもの
			国民健康保険給付等関係情報であって市

		規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する情報であって市規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
11	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
12	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人 情報
------------	----	------------	------------

1 市長	子ども及び子育て家庭に関する事務であって市規則で定めるもの	教育委員会	就学の援助に関する情報及びその他の情報であって、第2欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの
2 教育委員会	生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの	市長	障害者（児）福祉に関する情報、生活保護に関する情報、地方税に関する情報及び中国残留邦人等に対する支援に関する情報並びにその他の情報であって、第2欄の規定による市規則で定める事務ごとに市規則で定めるもの